

証券コード：8085

第77期 定時株主総会 招集ご通知

【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主の皆様におかれましては、極力、本株主総会への出席を見合わせていただき、本招集ご通知に記載の方法にて、**書面により事前の議決権行使をされることをご検討ください。**

日時

2020年6月26日（金曜日）
午前10時

場所

札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

決議事項

- | | |
|-------|-------------|
| 第1号議案 | 取締役10名選任の件 |
| 第2号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 会計監査人選任の件 |

ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。ここに当社第77期の決算の状況につきましてご報告申しあげます。

当社グループは、「誠意をもって顧客の信頼を得る仕事をする」を経営理念とし、各事業分野において蓄積された専門知識と企画力を基に、お客様のニーズに合った付加価値の高い商品とサービスを提供することにより、豊かな社会づくりに貢献することを基本方針としております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

2020年6月

代表取締役社長兼
社長執行役員

中村 克久



○目次

＜第77期定時株主総会招集ご通知＞	2	主要な事業内容	22
＜株主総会参考書類＞	5	主要な事業所	22
第1号議案 取締役10名選任の件		従業員の状況	22
第2号議案 監査役2名選任の件		主要な借入先の状況	23
第3号議案 補欠監査役1名選任の件		会社の現況	
第4号議案 会計監査人選任の件		株式の状況	23
＜添付書類＞		会社役員の状況	24
事業報告	17	会計監査人の状況	26
企業集団の現況		業務の適正を確保するための体制	27
当事業年度の事業の状況	17	連結計算書類	30
直前3事業年度の財産および損益の状況	20	計算書類	32
重要な子会社の状況	21	監査報告	34
対処すべき課題	21		

株主各位

証券コード 8085
2020年6月5日
札幌市中央区北一条西七丁目1番地
ナラサキ産業株式会社
代表取締役社長 中村 克久

第77期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第77期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主の皆様におかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくようお願い申し上げます。

なお、書面により事前の議決権行使をいただく場合、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月26日（金曜日）午前10時		
2 場 所	札幌市中央区北一条西六丁目3番1号 ホテル札幌ガーデンパレス 2階 「丹頂」 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)		
3 目的事項	報告事項	1. 第77期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結 計算書類監査結果報告の件 2. 第77期（2019年4月1日から2020年3月31日まで） 計算書類報告の件	
	決議事項	第1号議案 取締役10名選任の件 第2号議案 監査役2名選任の件 第3号議案 補欠監査役1名選任の件 第4号議案 会計監査人選任の件	

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して添付すべき書類のうち、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」は、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載しておりますので、添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」も含まれております。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>) に掲載させていただきます。

◎諸般の事情により、本株主総会ご来場の株主様へのお土産の配布は取り止めさせていただきます。

〈新型コロナウイルス感染拡大防止のための株主様へのお願い〉

・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、今後の株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト

(<http://www.narasaki.co.jp/ir/stock/meeting.html>) にてお知らせします。

・本株主総会においては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただけますようお願い申し上げます。

・ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。

また、役員、係員は、検温を含め、体調を確認のうえマスク着用で応対をさせていただきます。

（当日、会場受付付近には、消毒液を配備いたします。）

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時

2020年6月26日（金曜日）

午前10時（受付開始:午前9時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

（下記の行使期限までに到着するようにご返送ください）



行使期限

2020年6月25日（木曜日）午後5時30分到着分まで

■議決権行使書記入例

議決権行使書		御中										
〇〇〇〇〇〇〇	株主総会日	議決権の数	XX 個									
××××年××月××日		議決権の数										
<table border="1"> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td></tr> </table>											議決権行使書に添付の議決権行使書用紙に 議決権の数 XX 個	
1. _____ 2. _____ _____ _____ _____ _____		〇〇〇〇〇〇〇										

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1・2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第3・4号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

取締役10名選任の件

取締役全員（9名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制の強化のため1名増員し、取締役10名（うち社外取締役2名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	当社における現在の地位	出席回数 /取締役会
1	吉田 耕二 再任	代表取締役会長	14/14
2	中村 克久 再任	代表取締役社長	14/14
3	田中 誠至 新任	監査役	—
4	米谷 寿明 再任	取締役	14/14
5	毎原 吉紀 再任	取締役	14/14
6	吉原 邦彦 再任	取締役	10/10
7	片貝 光延 再任	取締役	10/10
8	鈴木 修 再任	取締役	10/10
9	山本 昌平 再任 社外 独立	取締役	14/14
10	吉野 高 再任 社外 独立	取締役	14/14

候補者番号

1

よし だ こう じ
吉田 耕二

再任

生年月日

1954年7月2日

所有する当社の株式数

13,630株

在任年数（本総会終結時）

8年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1979年 4 月	三菱信託銀行株式会社 (現 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社) 入社	2008年 6 月	同社執行役員営業第2部長
		2010年 6 月	同社常務執行役員
2005年 7 月	同社営業第2部長	2012年 6 月	当社代表取締役副社長兼副社長執行役員管理部門統括監査部、審査部担当
2005年12月	同社営業第3部長		
2006年 6 月	同社審査部長	2015年 6 月	当社代表取締役会長（現任）

取締役候補者とした理由

当社代表取締役副社長および代表取締役会長を歴任し、優れた経営手腕を発揮しております。また、長年にわたり金融機関の要職に携わり、幅広い人脈や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

2

なか むら かつ ひさ
中村 克久

再任

生年月日

1957年4月27日

所有する当社の株式数

20,882株

在任年数（本総会終結時）

9年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1980年 4 月	当社入社	2011年 6 月	当社取締役兼常務執行役員北海道支社長兼建材・エネルギー本部長
1998年 4 月	当社 F A 部長		
2006年 6 月	当社執行役員 F A 部長	2012年 6 月	当社代表取締役社長兼社長執行役員
2009年 4 月	当社執行役員電機本部副本部長兼 F A 部長	2015年 6 月	当社代表取締役社長兼社長執行役員機械本部長
2010年 4 月	当社執行役員営業企画部長		
2011年 4 月	当社常務執行役員北海道支社長兼建材・エネルギー本部長	2016年 4 月	当社代表取締役社長兼社長執行役員（現任）

取締役候補者とした理由

当社代表取締役社長として優れた経営手腕とリーダーシップを発揮しております。また、入社以来、様々な事業部門に携わり、これらによって培われた専門的知識や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 3

た な か せい じ
田中 誠至

新任

生年月日

1963年7月4日

所有する当社の株式数

3,674株

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月 三菱信託銀行株式会社
（現 三菱ＵＦＪ信託銀行
株式会社）入社
2010年 4 月 同社営業開発部副部長
2011年10月 同社営業第7部長
2013年 6 月 同社執行役員営業4部長
2016年 6 月 当社常勤監査役（現任）

取締役候補者とした理由

当社常勤監査役として4年間の監査業務を通じ、各事業に精通していること、ならびに長年にわたり金融機関の要職に携わり、幅広い人脈や高い見識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております

候補者番号 4

よね や とし あき
米谷 寿明

再任

生年月日

1959年2月20日

所有する当社の株式数

16,872株

在任年数（本総会終結時）

10年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月	株式会社北海道拓殖銀行入行	2012年 6 月	当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部担当
1998年 7 月	当社入社		
2003年 4 月	当社審査部長		
2005年 4 月	当社審査・業務部長	2015年 6 月	当社取締役兼常務執行役員経営企画部長 人事部、営業企画部、安全環境部、監査部担当
2006年 4 月	当社経営企画部長		
2006年 6 月	当社経営企画部長兼ＩＲ・広報部長	2016年 6 月	当社取締役兼常務執行役員ＣＳＲ室長兼経営企画部長 営業企画部、安全環境部担当
2008年 6 月	当社執行役員経営企画部長兼ＩＲ・広報部長		
2010年 6 月	当社取締役兼執行役員北海道支社副支社長兼北海道総務部長	2018年 6 月	当社取締役兼常務執行役員ＣＳＲ室長兼経営企画部長 営業企画部担当（現任）

取締役候補者とした理由

当社管理部門各業務の管理職および担当役員を経験し、豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 5

まい はら よし のり
毎原 吉紀

再任

生年月日

1959年3月1日

所有する当社の株式数

7,786株

在任年数（本総会終結時）

9年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年 4 月	当社入社	2015年 6 月	当社取締役兼執行役員経理部長
2002年 4 月	当社経理部副部長		C S R 室、I R ・ 広報部、
2003年 4 月	当社経理部長		総務部、審査部担当
2010年 6 月	当社執行役員経営企画部長 兼 I R ・ 広報部長	2016年 6 月	当社取締役兼執行役員経理部長
			監査部、審査部担当
2011年 6 月	当社取締役兼執行役員経営 企画部長 経理部（経理、 会計）担当	2017年 7 月	当社取締役兼執行役員経理部長
			人事部、審査部担当
2013年 6 月	当社取締役兼執行役員経理部長	2018年 6 月	当社取締役兼常務執行役員総務
	C S R 室、I R ・ 広報部、 総務部担当		人事部長兼 I R ・ 広報部長
			監査部、経理部、審査部担 当（現任）

取締役候補者とした理由

当社管理部門各業務の管理職および担当役員を経験し、豊富な専門的知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 6

よし はら くに ひこ
吉原 邦彦

再任

生年月日

1962年7月30日

所有する当社の株式数

6,383株

在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会出席状況

10/10回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1985年 4 月	当社入社	2019年 4 月	当社執行役員電機本部副本部 長兼海外事業推進部長
2010年 4 月	当社機器一部副部長		
2012年 4 月	当社機器一部部長	2019年 6 月	当社取締役兼常務執行役 員電機本部長兼海外事業
2015年 4 月	当社北海道電機部長		推進部長 F A 部担当（現 任）
2018年 6 月	当社執行役員北海道支社副 支社長兼電機本部副本部長 兼北海道電機部長		

取締役候補者とした理由

当社電機本部長として電機関連事業に精通しており豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

7

かた がい みつ のぶ
片貝 光延

再任

生年月日

1962年4月10日

所有する当社の株式数

3,104株

在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会出席状況

10/10回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1986年 4 月	当社入社	2019年 6 月	当社取締役兼常務執行役員機械本部長 建設機械部担当（現任）
2010年 4 月	当社 F A 部長		
2011年 4 月	当社 F A 部長兼海外事業推進部長		
2013年 6 月	当社電機本部副本部長兼海外事業推進部長		
2015年 6 月	当社執行役員電機本部副本部長兼海外事業推進部長		
2016年 4 月	当社執行役員機械本部長		

取締役候補者とした理由

当社機械本部長として機械関連事業に精通しており豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号

8

すず き おさむ
鈴木 修

再任

生年月日

1965年1月1日

所有する当社の株式数

1,983株

在任年数（本総会終結時）

1年

取締役会出席状況

10/10回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1988年 4 月	当社入社	2019年 6 月	当社取締役兼執行役員建材・エネルギー本部長兼建材部長（現任）
2012年 4 月	当社北海道建材部副部长		
2015年 4 月	当社建材部長		
2017年 4 月	当社建材・エネルギー本部副本部長兼建材部長		
2018年 6 月	当社執行役員建材・エネルギー本部副本部長兼建材部長		

取締役候補者とした理由

当社建材・エネルギー本部長として建材・燃料関連事業に精通しており豊富な専門知識を有していることから、当社経営を担う取締役として適任と判断しております。

候補者番号 9

やまもと しょうへい
山本 昌平

再任

社外

独立

生年月日

1962年12月31日

所有する当社の株式数

1,723株

在任年数（本総会終結時）

6年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1998年 4 月	東京弁護士会弁護士登録 柳瀬法律事務所（現 丸の 内中央法律事務所）入所	2015年 4 月	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士（現任）
1998年 5 月	株式会社メガハウス監査 役（非常勤）（現任）	2015年 6 月	三信電気株式会社社外監査 役（現任）
2008年 6 月	株式会社バンダイ社外監 査役（現任）		
2009年 6 月	トーイン株式会社社外監 査役（現任）		
2014年 6 月	当社社外取締役（現任）		

社外取締役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

当社は、山本昌平氏が所属する丸の内中央法律事務所と顧問契約を締結しておりますが、特別の利害関係はなく、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

候補者番号 10

よしの
吉野 たかしの
高

再任

社外

独立

生年月日

1957年8月12日

所有する当社の株式数

771株

在任年数（本総会終結時）

4年

取締役会出席状況

14/14回

略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1987年 4 月 東京弁護士会弁護士登録
小林清巳法律事務所入所
1998年 6 月 吉野高法律事務所代表（現任）
2016年 6 月 株式会社バンダイナムコア
ーツ社外監査役
2016年 6 月 当社社外取締役（現任）

社外取締役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、当社にとって大変有益な助言・提言をしていることから、社外取締役として適任と判断しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
（1株未満切捨表示）
3. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、山本昌平氏および吉野 高氏の再任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
4. 当社は、山本昌平氏および吉野 高氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。山本昌平氏および吉野 高氏が再任された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

第2号議案

監査役2名選任の件

監査役田中誠至氏および鈴木茂夫氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1

は せ が わ ま さ し
長谷川 昌史

新任

生年月日

1965年9月17日

所有する当社の株式数

一株

略歴（重要な兼職の状況）

1988年4月	三菱信託銀行株式会社 (現 三菱UFJ信託銀行 株式会社) 入社	2020年4月	エム・ユー・トラスト・ア ップルプランニング株式会 社顧問 (現任)
2011年6月	同社審査部副部長		
2013年10月	同社融資営業部長		
2015年6月	同社審査部長		
2017年6月	同社執行役員審査部長		

監査役候補者とした理由

長年にわたり金融機関の要職に携わり、幅広い人脈や高い見識を有していることから、監査役として適任と判断しております。

候補者番号

2

おお たき あつ こ
大瀧 敦子

新任

社外

独立

生年月日

1963年8月18日

所有する当社の株式数

一株

略歴（重要な兼職の状況）

1986年 4 月 等松・トウシュロスコンサルティング株式会社（現 アビームコンサルティング株式会社）入社
2016年 2 月 株式会社ジャパンミート（現 株式会社JMホールディングス）社外取締役（現任）
1994年 4 月 東京弁護士会弁護士登録
小野孝男法律事務所
（現 弁護士法人小野総合法律事務所）入所
2004年 1 月 石本哲敏法律事務所パートナー弁護士（現任）

社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有していることから、社外監査役として適任と判断しております。なお、同氏は、社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- （注） 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 大瀧敦子氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。
3. 大瀧敦子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として指定する予定であります。

第3号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

はしもと あきお
橋本 昭夫

社外

生年月日

1943年2月28日

所有する当社の株式数

一株

略歴（重要な兼職の状況）

1969年4月 日本弁護士連合会弁護士登録
1972年1月 橋本昭夫法律事務所
（現 橋本・大川合同法律事務所）所長（現任）
1995年8月 空知炭礦株式会社取締役社長（現任）

補欠社外監査役候補者とした理由

弁護士としての豊富な経験と専門知識ならびに高い法令遵守の精神を有しており、社外監査役として職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

- （注）1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 橋本昭夫氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 橋本昭夫氏が社外監査役に就任した場合は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第4号議案

会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の決定に基づいております。

また、監査役会がアーク有限責任監査法人を会計監査人の候補者とした理由は、現会計監査人の監査継続年数等を考慮し、アーク有限責任監査法人を起用することにより、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人の専門性、独立性および品質管理体制等が、当社の会計監査を適正に行える体制を備えており、適任であると判断したためであります。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

(2020年3月31日現在)

名	称	アーク有限責任監査法人	
主たる事務所の所在地		東京都新宿区西新宿一丁目23番地3号 廣和ビル6階	
沿	革	1975年4月	聖橋監査法人設立
		1982年8月	明治監査法人設立
		2004年3月	アーク監査法人設立
		2016年1月	明治監査法人とアーク監査法人が合併し、 明治アーク監査法人に名称変更
		2016年7月	聖橋監査法人と明治アーク監査法人が合併
		2019年7月	アーク有限責任監査法人に名称変更
概	要	資本金	50百万円
		構成人員	代表社員 6名
			社員 20名
			公認会計士 57名
			公認会計士試験合格者 22名
			その他 26名
			合計 131名
			関与会社 92社

ご参考 コーポレートガバナンスについて

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、「誠意をもって顧客の信頼を得る仕事をする」という経営理念の下、会社の持続的成長と更なる企業価値の向上を図るとともに、経営の透明性・健全性を向上させることを基本方針としています。

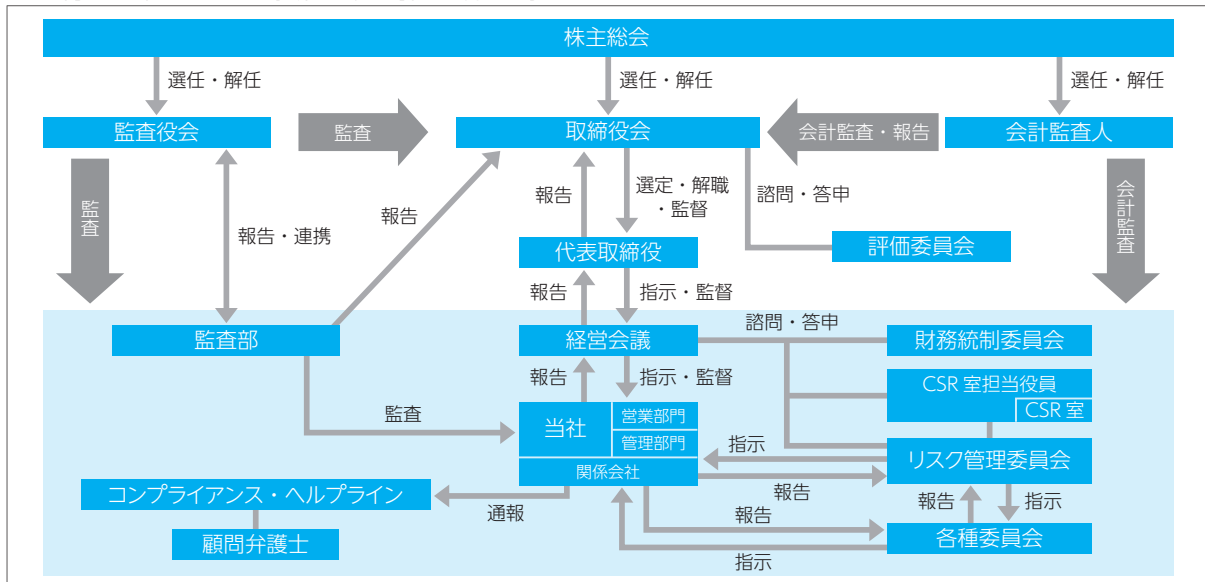
すべてのステークホルダーの皆様との信頼関係を構築することで、企業としての社会的責任を果たすべく、コーポレート・ガバナンスの充実に引き続き努めてまいります。

企業統治の体制

当社は執行役員制度を採用しております。取締役は会長・社長・副社長以外の役職を設けず、役割により執行役員を兼務し、執行役員は社長・副社長・専務・常務の階層を設けております。

経営機能の役割分担と権限の明確化により意思決定が迅速に行われ、業務執行機能の強化につながっております。また、経営の監督機能を高め、コーポレート・ガバナンスを一層強化するため、独立役員である社外取締役2名を選任しております。

当社は監査役制度を採用しており、独立役員である社外監査役2名は高い専門的知識と経験から監査を行い、経営の監督強化と透明性確保に努めております。



以上

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、雇用・所得環境の改善が続くなか、緩やかな回復基調で推移しましたが、米中貿易摩擦や中国経済の成長鈍化等による世界経済の不確実性に加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、景気の先行きについては厳しい状況が続くものと予想されております。

当社グループを取り巻く事業環境につきましては、生産設備分野において半導体関連の設備投資の抑制が続きましたが、首都圏の再開発案件など建設関連投資は堅調に推移しました。

このような状況の中、当社グループは持続的成長と企業価値向上の実現に向けて、中期経営計画の基本方針に基づきグループ総合力の発揮、財務体質の改善等に取り組んでまいりました。

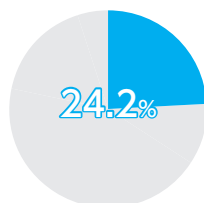
以上の結果、当連結会計年度の売上高は986億97百万円（前年同期比4.3%減）、営業利益は23億59百万円（前年同期比6.1%減）、経常利益は24億27百万円（前年同期比6.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は15億94百万円（前年同期比11.1%減）となりました。

	第76期	第77期	前年同期比	
	金額（百万円）	金額（百万円）	金額（百万円）	増減率
売上高	103,145	98,697	4,447減	4.3%減
営業利益	2,511	2,359	152減	6.1%減
経常利益	2,593	2,427	165減	6.4%減
親会社株主に帰属する当期純利益	1,793	1,594	198減	11.1%減

セグメント別の概況は、以下のとおりであります。

電機関連事業

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)

24,078 23,900

第76期

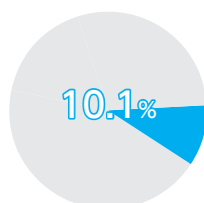
第77期

電機関連事業では、生産設備関連において半導体メーカーによる設備投資抑制の影響が続きましたが、年明け以降5Gの普及に向け回復の兆しが見え始めております。建築設備関連においては、首都圏の設備需要を取り込み、制御機器や空調機器等の販売が順調に推移しました。

以上の結果、売上高は239億円（前年同期比0.7%減）、セグメント利益は11億89百万円（前年同期比0.3%減）となりました。

機械関連事業

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)

12,014 9,970

第76期

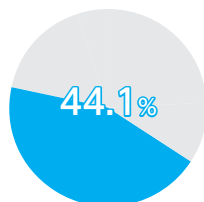
第77期

機械関連事業では、産業機械分野において環境エネルギーの大型物件の受渡しがあり、また、食品機械や工業機械も順調に推移しました。一方、農業施設分野においては、設備投資の減少や建築工事遅延等の影響により物件の受渡し予定時期に遅れが生じるなど苦戦しました。

以上の結果、売上高は99億70百万円（前年同期比17.0%減）、セグメント利益は50百万円（前年同期比70.0%減）となりました。

建材・燃料関連事業

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)

44,669 43,501

第76期

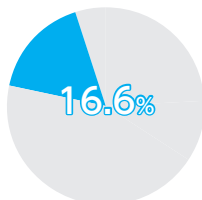
第77期

建材関連事業では、北海道新幹線延伸工事に伴うセメント、生コン等の出荷、首都圏をはじめとした再開発事業における外壁工事等建築資材の受渡しが伸長しました。燃料関連事業では、下半期は暖冬・少雪の影響により灯油等の販売が伸び悩んだものの、安定した市況が続いたことから、収益面は堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は435億1百万円（前年同期比2.6%減）、セグメント利益は8億11百万円（前年同期比11.1%増）となりました。

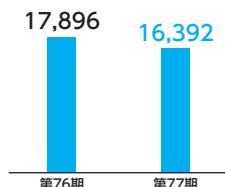
海運関連事業

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)

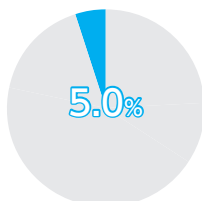


海運関連事業では、連結子会社のナラサキスタックス株式会社において、石炭の取扱い減少、道内鋼材需要の伸び悩みに加え、新型コロナウイルスの影響により貨物取扱量が減少しました。作業効率改善等によるコスト削減に努めましたが、収益面は低調に推移しました。

以上の結果、売上高は163億92百万円（前年同期比8.4%減）、セグメント利益は1億95百万円（前年同期比34.1%減）となりました。

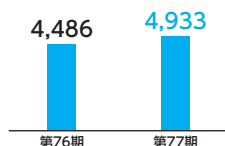
建設機械関連事業

売上高構成比



売上高

(単位：百万円)



建設機械関連事業では、首都圏再開発による建設工事や道路工事が継続しており、コンクリート関連および道路関連機械の販売が堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は49億33百万円（前年同期比10.0%増）、セグメント利益は1億68百万円（前年同期比3.7%減）となりました。

- (注) 1. 上記売上高は、外部顧客に対するものであります。
2. 上記セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

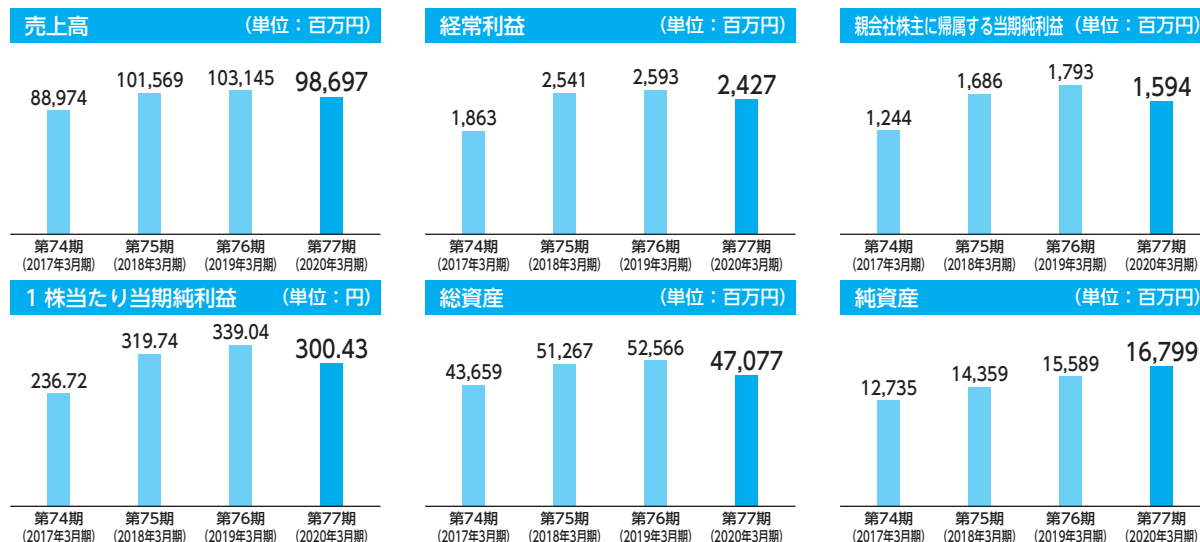
② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資について、特に記載すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達について、特に記載すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産および損益の状況



		第74期 (2017年3月期)	第75期 (2018年3月期)	第76期 (2019年3月期)	第77期 (当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高	(百万円)	88,974	101,596	103,145	98,697
経常利益	(百万円)	1,863	2,541	2,593	2,427
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	1,244	1,686	1,793	1,594
1株当たり当期純利益	(円)	236.72	319.74	339.04	300.43
総資産	(百万円)	43,659	51,267	52,566	47,077
純資産	(百万円)	12,735	14,359	15,589	16,799

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2018年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。これに伴い、第74期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)等を第76期連結会計年度の期首から適用しており第75期連結会計年度の総資産の金額については、当該会計基準等を遡って適用した後の金額となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (百万円)	出資比率 (%)	主要な事業内容
ナラサキスタックス株式会社	421	90.2	海陸一貫輸送
ナラサキ石油株式会社	130	91.7	石油類の販売

(4) 対処すべき課題

わが国経済は、新型コロナウイルスの世界的感染拡大が続き、収束時期が見通せない状況の中にあり、設備投資や個人消費の減少などにより景気が悪化し、経済活動が大きく停滞することが懸念されております。

当社グループを取り巻く事業環境は、そうした状況による業績面への影響が懸念されるところではありますが、次世代通信規格5G関連やAI、IoT等のスマート化投資、首都圏再開発プロジェクト、防災・減災に向けた公共投資など、当社グループとして社会にお役立ちできる場、景気の急回復を実現する材料が豊富にあるものと見込んでおります。取り巻く環境の変化に的確・迅速に対応し、当社グループの持続的成長と企業価値向上に努めてまいります。

当社グループは、中期経営計画“ブラッシュアップ120”が最終年度を迎え、キーワードである「生産性の向上」「ニッチトップ事業の創出」「PDCA力の強化」を念頭に、お客様のニーズをしっかりと把握し、当社グループに対する期待感と信頼感にお応えすべく、自分たちに今できることを着実に実践してまいります。また、引き続きコンプライアンス経営の徹底を経営の最重要課題と位置付け、社会から信頼される企業グループであり続けるための企業風土作りを進めてまいります。

【中期経営計画基本方針】

- ① 事業部門間の連携強化とグループ総合力の発揮
- ② コア事業の強化と生産性の向上
- ③ 海外事業、先端技術、環境・エネルギー分野への取組み強化
- ④ 財務体質の改善と安定キャッシュフローの創出
- ⑤ 人材の確保・育成
- ⑥ コンプライアンス経営の徹底とコーポレートガバナンス体制の強化

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

事業区分	事業内容
電機関連事業	配電制御機器、回転機器、F A 機器等の販売 空調・冷凍・冷蔵設備、電気設備、昇降機設備の販売 レーザ加工機、電子ビーム加工機、放電加工機の販売 セラミックス、エンジニアリングプラスチック加工品の販売
機械関連事業	産業機械、農業施設、環境エネルギー関連機械ならびにそれらの設備・プラント等の販売
建材・燃料関連事業	セメント、生コンクリート、建築資材、土木資材、環境関連資材、輸入資材等の販売 石油製品、石油化学品、L P ガス、アスファルト等の販売
海運関連事業	港湾運送、倉庫、内航運送、外航不定期航路、通関、海運代理店、航空運送代理店、一般貨物自動車運送、海運仲立
建設機械関連事業	道路切削舗装機械、コンクリートポンプ車、ロータリー除雪車、その他建設機械の販売

(6) 主要な事業所 (2020年3月31日現在)

会社名	名称	所在地
当社	本社 支社 支店	東京都中央区 北海道札幌市 北海道旭川市、北海道帯広市、宮城県仙台市、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、大阪府大阪市
ナラサキスタックス株式会社	本社 東京支社	北海道苫小牧市 東京都中央区
ナラサキ石油株式会社	本社	北海道札幌市

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数 (名)	前期末比増減
電機関連事業	177	10名増
機械関連事業	70	2名増
建材・燃料関連事業	142	4名増
海運関連事業	239	4名増
建設機械関連事業	14	2名増
全社 (共通)	88	増減なし
合計	730	22名増

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
414名	17名増	42.1歳	16.1年

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	911
株式会社北洋銀行	885
株式会社北海道銀行	329

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 12,000,000株
- ② 発行済株式の総数 5,325,600株
- ③ 株主数 2,069名
- ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
三菱電機株式会社	419	7.89
HORIZON GROWTH FUND	299	5.63
STATE STREET BANK AND TRUST CLIENT OMNIBUS ACCOUNT OM02 505002	270	5.08
三菱UFJ信託銀行株式会社	231	4.35
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	201	3.79
東京海上日動火災保険株式会社	162	3.05
株式会社北洋銀行	143	2.70
極東開発工業株式会社	141	2.66
ナラサキ産業社員持株会	134	2.52
住友大阪セメント株式会社	109	2.05

(注) 持株比率は自己株式 (12,499株) を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役および監査役の状況 (2020年3月31日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	吉 田 耕 二	
代表取締役社長兼社長執行役員	中 村 克 久	
取締役兼常務執行役員	毎 原 吉 紀	総務人事部長 兼 I R・広報部長 監査部、経理部、審査部担当
取締役兼常務執行役員	米 谷 寿 明	C S R室長 兼 経営企画部長 営業企画部担当
取締役兼常務執行役員	吉 原 邦 彦	電機本部長 兼 海外事業推進部長 F A部担当
取締役兼常務執行役員	片 貝 光 延	機械本部長 建設機械部担当
取締役兼執行役員	鈴 木 修	建材・エネルギー本部長 兼 建材部長
取締役	山 本 昌 平	丸の内中央法律事務所 パートナー弁護士 株式会社バンダイ 社外監査役 株式会社メガハウス 監査役（非常勤） トーイン株式会社 社外監査役 三信電気株式会社 社外監査役
取締役	吉 野 高	吉野高法律事務所 代表 株式会社バンダイナムコアーツ 社外監査役
常勤監査役	田 中 誠 至	
常勤監査役	山 崎 洋 幸	
監査役	鈴 木 茂 夫	公認会計士 養命酒製造株式会社 社外取締役（監査等委員）
監査役	湯 尻 淳 也	弁護士法人小野総合法律事務所 パートナー弁護士

- (注) 1. 取締役山本昌平氏および取締役吉野 高氏は、社外取締役であります。
2. 監査役鈴木茂夫氏および監査役湯尻淳也氏は、社外監査役であります。
3. 監査役鈴木茂夫氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、取締役山本昌平氏、取締役吉野 高氏ならびに監査役鈴木茂夫氏、監査役湯尻淳也氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同証券取引所に届け出ております。

② 取締役および監査役の報酬等の総額

区分	員数 (名)	報酬等の額 (百万円)
取締役 (うち社外取締役)	12 (2)	240 (9)
監査役 (うち社外監査役)	5 (2)	29 (4)
合計	17	270

- (注) 1. 2014年6月27日開催の第71期定時株主総会において、取締役の報酬額を年額3億円以内、監査役の報酬額を年額5,000万円以内と決議いただいております。
2. 当事業年度末現在の取締役は9名（うち社外取締役は2名）、監査役は4名（うち社外監査役は2名）であります。上記の取締役および監査役の員数が相違しておりますのは、2019年6月27日開催の第76期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役3名および監査役1名が含まれているためであります。
3. 当社は、2014年6月27日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって取締役および監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続き在任する取締役および監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。これに基づき、上記のほか、当事業年度中に退任した取締役2名に対し600万円の役員退職慰労金を支給しております。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役山本昌平氏は、丸の内中央法律事務所パートナー弁護士であり、当社は同事務所と顧問契約を締結しております。また、株式会社バンダイ、トーイン株式会社、三信電気株式会社の社外監査役、株式会社メガハウスの監査役（非常勤）を兼務しております。当社と株式会社バンダイ、トーイン株式会社、三信電気株式会社、株式会社メガハウスとの間には特別の関係はありません。
- ・取締役吉野 高氏は、吉野高法律事務所代表であります。また、株式会社バンダイナムコアーツの社外監査役を兼務しております。当社と吉野高法律事務所、株式会社バンダイナムコアーツとの間には特別の関係はありません。
- ・監査役鈴木茂夫氏は、公認会計士であります。また、養命酒製造株式会社の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と養命酒製造株式会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役湯尻淳也氏は、弁護士法人小野総合法律事務所パートナー弁護士であります。当社と弁護士法人小野総合法律事務所との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	活動状況
取締役	山本昌平	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100%）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	吉野 高	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100%）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

地位	氏名	活動状況
監査役	鈴木茂夫	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち12回（85％）に出席し、監査役会全15回のうち13回（86％）に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	湯尻淳也	当事業年度に開催された取締役会全14回のうち全て（100％）に出席し、監査役会全15回のうち全て（100％）に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外役員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

(3) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額（百万円）
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	49
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	49

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。また会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

【業務の適正を確保するための体制の決定内容の概要】

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ナラサキ産業グループは、グループ行動規範に基づき公正な企業活動を展開し、コンプライアンスを徹底するための規程類の整備や体制を構築しております。

独立社外取締役および独立社外監査役が取締役会に出席することにより、業務執行の決定における客観性および妥当性の確保を図っております。

代表取締役社長を最高責任者とするリスク管理推進体制を構築しており、各部署の内部管理責任者を通して報告されたコンプライアンスをはじめとする、あらゆるリスク情報は、毎月定期的に開催されるリスク管理委員会において審議し問題点の把握と対策に努めており、その結果は適宜経営会議に報告されております。グループ行動規範および企業倫理事例集を使用して、内部管理責任者研修および各階層別研修において教育を実施し、法令および定款の遵守を徹底しております。法令および定款に違反する行為を発見した場合の報告体制として、弁護士と連携した内部通報制度を構築しており、通報を受けた場合の調査および報告体制を整備しております。

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、毅然とした態度で対応します。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報および文書の取扱いは、当社社内規程および取扱要領等に従い、適切に保存および管理し、取締役および監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとなっております。総務人事部担当取締役が管理責任者となり、文書等保存状況を定期的に検証し、必要に応じて各規程等を見直しております。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの経営に重大な影響を及ぼすリスクを的確に認識・評価するとともに、リスクに適切に対処し経営への影響を最小限に抑える体制を構築することにより、企業の社会的責任を果たし、当社グループの企業価値を高めることを目的として、リスク管理規程に基づきリスク管理推進体制を構築しております。あらゆるリスク情報を収集・審議する機関として、リスク管理委員会を設置するとともに、その傘下に部門横断的な全社リスクに対応する各種委員会を設置しております。事件・事故等の緊急事態が発生した場合は、速やかに内部管理責任者に連絡し現場での緊急対応を行うとともに、C S R 室に情報が集約され、重要性に応じて緊急事態対策本部が設置される体制になっております。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

年度事業計画は、中期経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて定めた目標をもとに作成し、目標達成の進捗状況は、経営会議において定期的に報告しております。職務の執行については、取締役会規程および職務権限規程に基づく意思決定ルールに従い、適正かつ効率的に行われる体制をとっております。

⑤ 当社ならびにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社グループ全体の会議を開催し、経営方針、年度計画、目標数値の進捗状況等の審議ならびに報告を通して情報の共有化を図っております。関係会社運営規程に基づき、子会社の業務が適正かつ効率的に行われ、子会社を担当する当社取締役は、業績目標達成状況の把握とともに、リスク管理状況を把握して経営会議に報告しております。

子会社においても各部署の内部管理責任者から、コンプライアンスをはじめとする、あらゆるリスク情報が報告され問題点の把握と対策に努めており、その結果は、親会社である当社に報告される体制となっております。コンプライアンスおよびリスク管理等に関して、当社および子会社の委員会が連携し、当社グループの内部統制強化を図っております。

子会社における内部通報制度は、独自の内部通報体制のほか、弁護士および当社への通報体制も構築しております。

当社および子会社において、親会社監査部の定期的監査を行い、その結果を取締役に報告しております。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、監査役の業務を補助する従業員を置くこととしております。

⑦ 上記の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役の職務を補助する従業員の人事等については、取締役からの独立性確保のため、監査役からの意見を徴した上で決定しております。

⑧ 当社ならびに子会社の取締役および使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役が出席する取締役会および経営会議において、取締役会付議案件に関連する事項および経営会議付議案件に関連する事項について報告しております。当社ならびに子会社の取締役および従業員は、次のとおり報告および情報提供を行います。イ. 経営状況として重要な事項 ロ. 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項 ハ. 内部統制システムに関わる部署および委員会の活動状況 ニ. 内部監査の活動状況 ホ. 重要な会計基準の変更 ヘ. 内部通報制度による通報状況および内容

監査役は、グループ監査役会を開催し、子会社監査役と連携することにより情報の把握に努め、監査の実効性を高めております。

監査役が当社ならびに子会社の取締役および従業員に報告を求めた場合は、速やかに報告するものとし、報告したことを理由に不利益な取扱いをしないものとします。

監査役が職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務を適切に処理します。

⑨ **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

監査の実効性を高めるため、監査役会は代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催しております。

⑩ **財務報告の信頼性を確保するための体制**

当社および当社グループの財務報告の信頼性を確保するため、内部統制の基本方針を定めた「財務報告に係る内部統制規程」および内部統制を整備・運用・評価するための実施要領に基づき、適正かつ有効な内部統制システムを構築しております。

【業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要】

上記に掲げた体制整備の基本方針に基づき、諸施策を着実に実行しております。リスク管理体制の整備を中期経営計画のC S R戦略テーマに掲げ、グループの体制整備に取り組んでおります。また、内部管理責任者研修および社員研修においてコンプライアンス教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透に努めております。反社会的勢力排除の取り組みに関しては、社内ルールに基づき徹底を図っております。

(5) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と今後の事業展開に必要な内部留保の充実を図りつつ、収益状況に応じて、安定的な配当を行うことを基本としております。

中長期的な視点に立ち、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入し、企業価値の持続的な向上に努めてまいります。当事業年度の期末配当金につきましては、1株につき60円とさせていただきます。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第76期 2019年3月31日現在	第77期 2020年3月31日現在	科目	(ご参考) 第76期 2019年3月31日現在	第77期 2020年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	39,127	32,427	流動負債	33,077	24,766
現金及び預金	9,446	10,445	支払手形及び買掛金	26,842	20,386
受取手形及び売掛金	22,636	16,345	短期借入金	1,970	1,380
電子記録債権	3,130	3,016	1年内返済予定の長期借入金	545	485
商品及び製品	1,277	944	リース債務	203	227
原材料及び貯蔵品	30	39	未払法人税等	515	336
その他	2,624	1,646	賞与引当金	411	411
貸倒引当金	△18	△10	工事損失引当金	25	26
固定資産	13,438	14,650	その他	2,564	1,513
有形固定資産	8,383	9,672	固定負債	3,899	5,511
建物及び構築物	1,033	1,098	長期借入金	498	1,005
機械装置及び運搬具	1,101	2,294	長期未払金	1,057	2,061
土地	5,359	5,337	リース債務	569	645
リース資産	626	769	特別修繕引当金	62	61
その他	262	173	退職給付に係る負債	1,261	1,295
無形固定資産	238	209	その他	450	441
投資その他の資産	4,816	4,768	負債合計	36,976	30,278
投資有価証券	2,435	2,589	(純資産の部)		
繰延税金資産	541	504	株主資本	14,611	15,937
退職給付に係る資産	987	856	資本金	2,354	2,354
その他	863	839	資本剰余金	1,288	1,288
貸倒引当金	△10	△21	利益剰余金	11,004	12,307
資産合計	52,566	47,077	自己株式	△36	△12
			その他の包括利益累計額	594	460
			その他有価証券評価差額金	404	452
			繰延ヘッジ損益	△0	△0
			退職給付に係る調整累計額	190	7
			非支配株主持分	384	401
			純資産合計	15,589	16,799
			負債・純資産合計	52,566	47,077

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第76期 2018年4月 1 日から 2019年3月31日まで	第77期 2019年4月 1 日から 2020年3月31日まで
売上高	103,145	98,697
売上原価	93,024	88,597
売上総利益	10,121	10,100
販売費及び一般管理費	7,609	7,741
営業利益	2,511	2,359
営業外収益	200	181
受取利息	7	7
受取配当金	52	63
持分法投資利益	27	5
受取賃貸料	61	56
違約金収入	—	19
その他	51	29
営業外費用	119	112
支払利息	68	71
固定資産賃貸費用	20	18
その他	30	22
経常利益	2,593	2,427
特別利益	89	15
固定資産売却益	11	11
投資有価証券売却益	—	3
関係会社清算益	78	—
特別損失	35	44
固定資産処分損	2	3
減損損失	26	—
投資有価証券評価損	—	40
投資有価証券売却損	7	0
税金等調整前当期純利益	2,646	2,398
法人税、住民税及び事業税	874	703
法人税等調整額	△52	76
法人税等合計	821	779
当期純利益	1,825	1,618
非支配株主に帰属する当期純利益	31	24
親会社株主に帰属する当期純利益	1,793	1,594

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第76期 2019年3月31日現在	第77期 2020年3月31日現在	科目	(ご参考) 第76期 2019年3月31日現在	第77期 2020年3月31日現在
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	34,560	28,582	流動負債	27,680	20,274
現金及び預金	6,498	8,246	支払手形	8,496	5,130
受取手形	6,145	2,738	買掛金	15,652	13,093
電子記録債権	3,069	3,016	短期借入金	420	80
売掛金	15,409	12,412	1年内返済予定の長期借入金	242	239
商品及び製品	1,177	849	リース債務	59	64
前渡金	2,133	846	未払金	10	5
前払費用	91	90	未払費用	144	135
未収入金	45	380	未払法人税等	355	279
その他	7	8	未払消費税等	31	204
貸倒引当金	△17	△8	前受金	1,890	696
固定資産	6,057	6,156	預り金	56	41
有形固定資産	1,842	1,843	前受収益	2	0
建物	190	180	賞与引当金	280	273
構築物	20	45	工事損失引当金	25	26
機械及び装置	6	4	その他	13	2
器具及び備品	5	6	固定負債	1,108	1,440
土地	1,583	1,561	長期借入金	53	506
リース資産	35	44	リース債務	84	47
無形固定資産	210	186	退職給付引当金	493	424
電話加入権	16	16	その他	478	462
ソフトウェア	48	44	負債合計	28,788	21,714
リース資産	145	125	(純資産の部)		
投資その他の資産	4,004	4,127	株主資本	11,450	12,583
投資有価証券	1,394	1,597	資本金	2,354	2,354
関係会社株式	795	795	資本剰余金	1,288	1,288
出資金	1	1	資本準備金	619	619
長期貸付金	3	—	その他資本剰余金	668	668
破産更生債権等	2	17	利益剰余金	7,844	8,953
長期前払費用	1	3	その他利益剰余金	7,844	8,953
差入保証金	523	515	繰越利益剰余金	7,844	8,953
繰延税金資産	258	135	自己株式	△36	△12
前払年金費用	802	873	評価・換算差額等	379	441
その他	225	202	その他有価証券評価差額金	379	441
貸倒引当金	△4	△15	純資産合計	11,829	13,025
資産合計	40,618	34,739	負債・純資産合計	40,618	34,739

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	(ご参考) 第76期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第77期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで
売上高	83,887	80,788
売上原価	76,818	73,744
売上総利益	7,069	7,044
販売費及び一般管理費	5,061	5,115
営業利益	2,008	1,928
営業外収益	158	194
受取利息	7	7
受取配当金	87	106
受取賃貸料	48	44
その他	14	36
営業外費用	67	57
支払利息	24	20
売上割引	9	7
固定資産賃貸費用	18	17
その他	15	11
経常利益	2,099	2,065
特別利益	80	1
固定資産売却益	2	0
投資有価証券売却益	—	1
関係会社清算益	78	—
特別損失	33	11
固定資産処分損	0	0
減損損失	26	—
投資有価証券評価損	—	11
投資有価証券売却損	7	0
税引前当期純利益	2,146	2,056
法人税、住民税及び事業税	676	579
法人税等調整額	△35	75
法人税等合計	641	654
当期純利益	1,505	1,401

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

ナラサキ産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹久 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 雅彦 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ナラサキ産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ナラサキ産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月19日

ナラサキ産業株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小野木 幹久 ㊞

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 吉田 雅彦 ㊞

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ナラサキ産業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第77期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月19日

ナラサキ産業株式会社 監査役会

常勤監査役 田 中 誠 至 ㊞

常勤監査役 山 崎 洋 幸 ㊞

社外監査役 鈴 木 茂 夫 ㊞

社外監査役 湯 尻 淳 也 ㊞

以 上

MEMO

MEMO

株主メモ

事業年度	4月1日～翌年3月31日
定時株主総会	毎年6月
配当の基準日	3月31日および中間配当金の支払を行うときは9月30日
株主名簿 管理人	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町１－１ 電話 0120-232-711 (通話料無料) 郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号 三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社 証券代行部
同連絡先	
公告の方法	電子公告 公告掲載URL http://www.narasaki.co.jp/ (ただし、電子公告によることができない事故、その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に公告いたします)

- 住所変更、単元未満株式の買取りその他各種手続きのお申出先につきましては、株主様が口座を開設している証券会社にお問合せください。

なお、特別口座に記録された株式に関する各種手続きは、特別口座の口座管理機関である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社にお問合せください。

- 未受領の配当金のお支払につきましては、株主名簿管理人である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社本支店でお願いいたします。

ホームページ／ＩＲ情報のご案内

当社に関する最新動向や情報をお伝えしています。
 TOPページ <http://www.narasaki.co.jp/>
 IRページ <http://www.narasaki.co.jp/ir/>



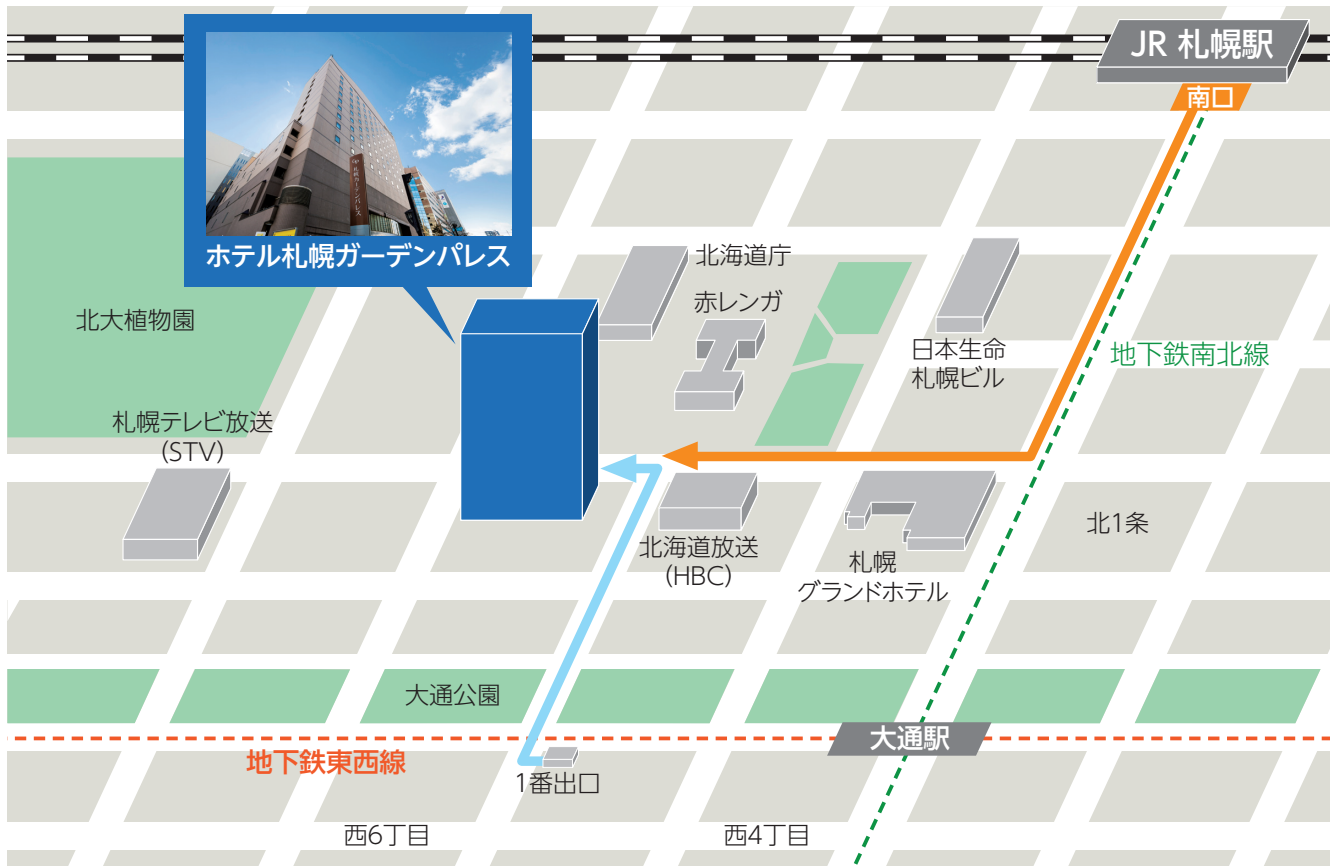
株主総会会場ご案内図

会 場 札幌市中央区北一条西六丁目3番1号
ホテル札幌ガーデンパレス 2階「丹頂」

交 通 | JR札幌駅より 徒歩7分
| 地下鉄大通駅より 徒歩5分

お願い

駐車場のご用意はしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。